

■第20回日韓パートナーシップ共同研究日本セッションを実施しました

令和元年10月21日(月)から29日(火)まで、東京において、第20回日韓パートナーシップ共同研究日本セッションを実施し、研究員として、日本から、法務省、法務局、最高裁判所の職員5名が、韓国から、法院の職員5名が参加しました。



【共同研究参加者と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

日韓の研究員は、講義、見学・訪問、実務研究等を通じて、不動産登記、商業法人登記、供託及び民事執行の制度上及び実務上の問題点の検討並びに比較研究を行いました。



【宇都宮地方法務局の訪問・見学】

日韓の研究員は、早稲田大学大学院法務研究科の内田義厚教授から、「日本の民事執行法等の改正について—その概要と今後の課題—」と題して、日本において本年5月に成立した民事執行法の改正の概要として、債務者財産開示制度の実効性の向上及び国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律を紹介した上で、それらの今後の課題及び展望について講義を受けました。

また、法務省民事局民事第二課の塚野智久補佐官から、「日本における表示に関する登記」

と題して、日本における表示に関する登記の沿革，登記申請義務，職権主義と実地調査権，実質審査権等の制度の特色，登記される不動産の要件等について講義を受けました。

さらに，最高裁判所，宇都宮地方裁判所及び宇都宮地方法務局を訪問し，最高裁判所の法廷，書記官事務，登記及び供託の事務処理を見学しました。韓国側研究員は，特に日本の書記官事務の韓国との相違について関心を示していました。



【内田義厚教授による講義】



【塚野智久補佐官による講義】



【実務研究の様子】



【総合発表の様子】

そして、韓国側研究員が提出した次の研究課題について日本側パートナー研究員との協議、質疑応答等を通じて研究を行い、最終日の総合発表会において発表を行いました。

- ・「在外国民及び外国人の不動産登記申請関連規定の日韓の比較について」（不動産登記）
- ・「登記能力のある建物の要件に関する日韓の比較について」（不動産登記）
- ・「新株発行と株式の種類に関する変更の登記について」（商業法人登記）
- ・「日韓両国の供託制度の比較—電子供託システムの比較を中心に—」（供託）
- ・「民事執行法制及び実務における最近の課題に関する日韓制度の検討—債務者財産情報開示に関する日韓の制度の検討—」（民事執行）